

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年9月15日（火） 16：00～16：06

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴 木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1 件

案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、城内大臣、財務大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、城内大臣。

○城内国務大臣：「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」について御説明申し上げます。本案件は、社会保障国民会議の「中間とりまとめ」及び「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針を踏まえ、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずるため、その大綱を定めるものであります。本大綱では、「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、「就業者負担軽減支援金」を創設することとし、支給要件、支援金の額その他の必要な事項を定めております。また、「国と地方の協議」の結果を踏まえ、地方自治体の負担に配慮した事務処理や国による情報システムの整備、国と地方の費用負担等を定めております。本大綱の決定後、法案提出の準備等を加速させるとともに、引き続き、国民や地方自治体に丁寧の説明してまいります。以上御説明いたしました本大綱の御決定をお願いします。

○木原国務大臣：次に、財務大臣。

○片山国務大臣：先ほど城内大臣から御説明した大綱のうち、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ等に関し、大要を御説明いたします。消費税については、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1パーセントに引き下げるとともに、その実施のための所要の措置を盛り込んでおります。消費税率の引下げの影響を受ける農林漁業者については、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入するなど、現場の納得感のある対応に万全を期すほか、食品事業者や外食事業者についても、資金繰り支援や生産性向上に向けた取組への支援等を行うこととし、予算編成過程において支援内容を具体化してまいります。消費税率引下げ等の財源については、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金等及び租税特別措置の適正化など、歳出及び歳入全般の見直しにより確保することとし、予算編成改革の具体化の状況を踏まえて結論を得てまいります。以上御説明いたしました本大綱の御決定をお願いします。

○木原国務大臣：次に、私から、飲食料品に係る2年間の消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金制度について、申し上げます。今回の飲食料品に係る2年間の消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金制度を円滑に実施するため、政府を挙げて努力をする必要があります。そのために必要な法案については、次期臨時国会において御審議をお願いすることとなりますが、これらの円滑な実施に向け、法案の国会提出前であっても、準備に着手する必要があります。まず、消費税率引下げについて、総務大臣・財務大臣・農林水産大臣及び経済産業大臣に

おかれては、飲食料品を製造・流通・販売している事業者やそれらに関連するシステムメーカー等に向けた広報活動を、本「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」の閣議決定後速やかに開始し、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率引下げが円滑に行われるように最大限の努力をしていただくようお願いします。同様に、就業者負担軽減支援金制度の円滑な実施に向けて、関係大臣におかれては、国及び地方自治体におけるシステム開発等、直ちに必要な準備に着手するようお願いします。なお、各閣僚におかれても、今後、財務省及び国税庁が消費税率引下げの準備作業を短期間で行う必要があるため、関係府省庁に色々御相談することもあると思いますが、御協力の程お願いします。また、消費税率引下げ及び就業者負担軽減支援金制度の創設について、国民や地方自治体への丁寧な説明・周知広報を行う必要があるため、各閣僚におかれても、御協力をお願いします。

これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

臨時閣議案件 $\left(\begin{array}{c} \text{令和8年} \\ \text{9月15日} \end{array} \right)$ (火)

◎一般案件

資料あり ○飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱について
(決定) $\left(\begin{array}{c} \text{内閣官房・内閣府本府・} \\ \text{総務・財務・厚生労働省} \end{array} \right)$

[○署名あり ☆署名なし]